

政令第三百九十号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

## 理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。